

相続空き家の問題、この機会に考えてみませんか？

現在、親が住んでいた家を相続したものの今後住むつもりはないという方が増加しています。

空き家のまま放置すると固定資産税などの維持コストがかかり続けます。

売却と賃貸という選択肢がある中、その後の税金についてはどうなるのか、一つの参考にしていただければと思います。

ご相談は神戸住宅販売が承ります。



■親の家が空き家になりそう、税金との関係は？

親の家

戸建ての場合^{※1}

YES

相続税がかかる？

NO

売る

「空き家売却の特別控除」か
「取得費加算特例」を選択

貸す

相続前に賃貸すれば
評価額が下がる可能性^{※2}

売る

空き家売却の特別控除

貸す

相続税の節税メリットなし

マンションの場合

YES

相続税がかかる？

NO

売る

取得費加算特例

貸す

相続税の節税メリットなし



■相続空き家を売却した場合に使える税金の特例

概要	主な条件	概要	主な条件	
空き家売却の特別控除	譲渡取得から最高3,000万円まで控除	相続開始日から3年たった年の12月31までに売却 直前に被相続人が1人で住んでいた家であること	取得費加算特例	取得費に相続税額を上乗せ
			相続税が課税されていること 相続税の申告期限の翌日から3年以内に売却すること	

詳しくはお問い合わせください！ご相談お待ちしております。



一般社団法人
全国空き家相談士協会
在籍指定店



国際SDGs推進協会



神戸住宅販売



読み込んで
スマホで
ください